

一般廃棄物処理に係る
許可業者のための手引き

青 森 市

目 次

1 一般廃棄物処理業の許可	1
2 委託基準	4
3 適正処理の推進	4
4 帳簿の作成	4
5 青森市による監視指導等	5
6 罰則の適用	7
7 最後に	8
8 様式集	9
(参考1)青森市一般廃棄物処理業許可業者遵守事項	25
(参考2)青森市一般廃棄物処理業者に対する許可の取消し等に係る事務処理要領	29

1 一般廃棄物処理業の許可

(1) 許可の種類

一般廃棄物処理業の許可は以下の種類があり、業を行おうとする場合には、それぞれについて許可が必要です。

- {・一般廃棄物収集運搬業
- ・一般廃棄物処分業

(2) 許可証の交付

- ① 申請のあった一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可（許可事項変更許可を含む。）について、審査の結果、許可基準に適合すると認め、許可したときは、それぞれ一般廃棄物収集運搬業許可証又は一般廃棄物処分業許可証を交付します。
- ② 本許可により、一般廃棄物処理業を行うことができる区域は、許可証に記載した区域に限られます。

(3) 許可証の再発行

許可証を紛失した場合等は、様式第48号「許可証等再交付申請書」により、速やかに再交付の手続きを行ってください。

(4) 許可証の取扱い

- ① 許可証は紛失しないようにしてください。なお、許可証は事務所等の見やすい場所に掲示するとともに、収集運搬業にあっては、収集運搬車両に許可証の写しを備え付けてください。
- ② 許可の更新により新たな許可証が交付されたときには、従前有していた許可証を速やかに返納してください。
- ③ 事業を全部廃止したとき又は許可期限が到来したにもかかわらず更新しなかったときには、従前有していた許可証を速やかに返納してください。
- ④ 許可事項変更許可証は、新規又は更新の許可証と一緒に保存してください。

(5) 収集運搬業における許可車両番号の表示

収集運搬車両には、許可車両番号の入った表示を作成し、乗務員席のドア（左右）にステッカー等で貼ってください（マグネット不可）。車両の追加や入換で新たに許可車両番号が付された場合は、表示を貼付後、写真を提出して下さい。

(6) 名義貸しの禁止

自己の許可証を他人に貸すなどして、一般廃棄物処理業を行わせることは禁止されています。

(7) 事業の範囲

- ① 取り扱うことのできる一般廃棄物は許可証に記載されている種類に限られており、それ以外の一般廃棄物を取り扱うことはできません。
- ② 一般廃棄物収集運搬業の積替え又は保管は、ごみの性状に変化が生じないよう、その日のうちに青森市の処理施設へ搬入することなどから、原則として積替え又は保管を行うことは認めておりません。青森市の処理施設で受入れしていないごみについて一部認める場合もありますが、この場合も許可が必要となりますのでご相談ください。
- ③ 一般廃棄物処分業の許可について、行うことのできる処理は許可証に記載されている方法に限られており、それ以外の方法により処理を行うことはできません。
- ④ 営業区域について、「ごみ」を取扱う業者は、青森市の許可権限が合併前の青森市行政区域内に限

られているため、「合併前の青森市行政区域内」となり、「し尿」又は「浄化槽汚泥」を取扱う業者は、「合併前の青森市行政区域内」又は「合併前の浪岡町行政区域内」若しくは「合併前の青森市行政区域内・合併前の浪岡町行政区域内」となります。

(8) 許可の更新

- ① 一般廃棄物処理業の許可の有効期限は2年間です。
- ② 業を継続する場合は、定められた様式により、許可の更新手続きを行ってください。なお、更新手続きは許可の有効年月日の3か月前から受け付けます。
- ③ 更新許可申請に当たっては、一般廃棄物処理業に関する許可講習会等を受講し、修了証の写しを添付して下さい。

<一般廃棄物処理業に関する許可講習会等の修了証>

- 1) 一般廃棄物処理業の許可申請の際は、次に掲げる者が受講した講習会の修了証の写しを添付してください。
 - 申請者が法人の場合には、その代表者若しくはその業務を行う役員又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者であって、業に係る契約を締結する権限を有するもの
 - 申請者が個人の場合には、その者又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者であって、業に係る契約を締結する権限を有するもの
- 2) 一般廃棄物処理業の許可申請をする場合は、一般廃棄物実務管理者講習、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会の修了を要件としており、産業廃棄物に関する講習の修了証については、収集運搬業の申請にあっては収集運搬課程を、処分業の申請にあっては処分課程を修了した修了証のみを有効としています。

修了証 許可	一 廃 講 習 会	産 廃 新規課程	産 廃 更新課程	特 管 新規課程	特 管 更新課程
一 廃 新規許可	○	○	○	○	○
一 廉 更新許可	○	○	○	○	○

(一廃：一般廃棄物 産廃：産業廃棄物 特管：特別管理産業廃棄物)

- 3) 産廃新規許可に係る講習会の修了証は5年、一廃講習会および産廃更新許可に係る講習会の修了証は2年以内に受講したもののみ有効です。

受講申込、問合先：

- 一廃講習 (一財) 日本環境衛生センター東日本支局研修部 (TEL 044-288-4919)
産廃講習 (一社) 青森県産業資源循環協会 (TEL 017-721-3911)

※上記の講習会について、青森市で受講を案内することはありません。計画的に受講いただけようお願いします。

(9) 許可事項変更許可

- ① 許可を受けた事業の範囲を変更しようとするときは、許可事項変更許可申請が必要です。
- ② 一般廃棄物収集運搬業の許可事項変更許可申請を必要とする場合とは、取り扱う一般廃棄物の種類の追加、又は新たに積替え又は保管をしようとする場合をいいます。

- ③ 一般廃棄物処分業の許可事項変更許可申請を必要とする場合とは、取り扱う一般廃棄物の種類を追加し、又はその処理の方法を追加しようとする場合をいいます。
- ④ 許可事項変更許可の申請については、様式第6号「一般廃棄物許可事項変更申請書」により行ってください。

(10) 変更等の届出

- ① 許可を有する一般廃棄物の収集運搬又は処分の事業の全部又は一部を廃止したときは、廃止の日から10日以内に、様式第21号「一般廃棄物処理業等廃止届」により、許可証の写しを添付して届出してください。ただし、全部廃止した場合は、許可証の原本を全て返納してください。
- ② 次に掲げる事項を変更したときは、変更の日から10日以内に、様式第20号「一般廃棄物処理業等変更届出書」により許可証の写しを添付して届出してください。
 - ア 住所
 - イ 氏名又は名称
 - ウ 法人の役員、定められた使用人、百分の五以上の株主又は出資者等
 - エ 事務所又は事業場の所在地
 - オ 事業の用に供する施設の設置場所、構造、規模等
- ※ 一般廃棄物収集運搬業者にあっては、車両や重機の増減や入換える場合
- ※ 一般廃棄物収集運搬業者にあっては、積替え又は保管の場所に関する次に掲げる事項
 - (ア) 所在地
 - (イ) 面積
 - (ウ) 積替え又は保管を行う一般廃棄物の種類
 - (エ) 保管上限
 - (オ) 積み上げができる高さ
- ※ 一般廃棄物処分業者にあっては、保管の場所に関する次に掲げる事項
 - (ア) 所在地
 - (イ) 面積
 - (ウ) 保管を行う一般廃棄物の種類
 - (エ) 保管上限
 - (オ) 積み上げができる高さ
- ③ 届出書には、変更内容が確認できる書類等を添付してください。その他にも必要書類の添付を求めることがあります。
- ④ 車両の追加や入換える場合は、下記の書類を添付してください。
 - (ア) 追加する車両の写真（前、両側面）
 - (イ) 追加する車両の自動車車検証の写し（賃貸借している場合は賃貸借契約書の写しも添付）
 - (ウ) 許可証の写し
- ※ 車両を廃止する場合は、廃止する車両の写真（前、両側面）を添付してください。（写真是許可車両番号の入った表示が貼られていない状態であること）
- ⑤ 車両の追加、積替え又は保管の場所の変更、処分業における処理施設の変更などについては青森市の検査が必要となりますので、様式第59号「施設及び機材等検査申請書」を提出してください。
- ⑥ 青森市では、届出の内容により許可証の記載内容に変更が生じた場合には、許可事項変更許可証を交付します。
- ⑦ 許可を受けた車両が故障や車検のため、使用できない場合は、許可証の写し、代わりに使用する車両の車検証の写し（賃貸借している場合は賃貸借契約書の写しも添付）及び車両写真（前、両側面）を添付のうえ、使用予定の2日前までに代車使用届を提出して下さい。

2 委託基準

- ① 排出事業者は、その排出する一般廃棄物の処理を他人に委託するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」）に定める委託基準に従って、収集運搬については一般廃棄物収集運搬業者等に、処分については一般廃棄物処分業者等にそれぞれ委託しなければなりません。
- ② 一般廃棄物の処理を業として行うことができる者であっても、排出事業者が委託しようとする一般廃棄物の処理の内容がその事業の範囲に含まれていなければ、委託を受けることはできません。
- ③ 収集運搬機材の種類及び数、処理施設の能力（保管量に係るものを含む。）、作業員の人数、過去における処理の実績等から勘案して、適正処理できる能力以上に処理の委託を受けないでください。
- ④ 再委託はできません。

3 適正処理の推進

（1）処理基準

一般廃棄物処理業者は、廃棄物処理法で定められている「一般廃棄物処理基準」及び「青森市一般廃棄物（ごみ）処理業許可業者遵守事項」に従って、一般廃棄物の収集運搬又は処分を行わなければなりません。

（2）不法投棄の禁止

排出事業者から委託された一般廃棄物は、不法投棄してはなりません。

（3）野外焼却の禁止

排出事業者から委託された一般廃棄物は、特別な場合を除いて、処理基準に従わない焼却をしてはなりません。

4 帳簿の作成

- ① 一般廃棄物処理業者は、その処理に関する帳簿を備え、次に掲げる事項を正しく記載しなければなりません。なお、帳簿はP19～20に参考様式を収録しておりますので、こちらを参考に作成してください。

〈一般廃棄物収集運搬業者の場合〉

- 1) 収集運搬年月日
- 2) 収集区域又は受け入れ先
- 3) 収集運搬方法及び運搬先ごとの運搬量

〈一般廃棄物処分業者の場合〉

- 1) 受入又は処分年月日
- 2) 受け入れた場合には、受入先ごとの受入量
- 3) 処分した場合には、処分方法ごとの処分量
- 4) 処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量

- ② 帳簿は計量伝票等により内容を確認しながら記載してください。
- ③ 帳簿は一般廃棄物の種類ごとに記載しなければなりません。
- ④ 帳簿は事業場ごとに備えなければなりません。

- ⑤ 帳簿は毎月末までに、前月中の処理状況について、記載を終了していかなければなりません。
- ⑥ 帳簿は1年ごとに閉鎖し、その後5年間事業場ごとに保存しなければなりません。

5 青森市による監視指導等

(1) 定期検査

- ① 青森市では、定期的に一般廃棄物収集運搬業者の車両検査や一般廃棄物処分業者の事業場に立入検査を行い、施設等の維持管理の状況を検査していますので、実施の際には適切に対応してください。
- ② 検査の結果、不適正な部分が見受けられたときには、法令等に則って行うよう指導しますので、指導を受けた際には速やかに改善してください。また、場合によっては報告を求めることがありますので、適切に対処してください。

(2) 実績報告書の徴収

- ① 一般廃棄物処理業者（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）は、実績の有無にかかわらず、年度毎に指定する日まで取りまとめて青森市に報告することとされています。なお、提出の期限はその都度お知らせします。
- ② 一般廃棄物処理業者（し尿及び浄化槽汚泥に限る。）は毎月の実績を翌月10日までに青森市に報告することとされています。
- ③ 報告書を検査した結果、不適正な部分が見受けられたときには、法令等に則って行うよう指導しますので、指導を受けた際には速やかに改善してください。また、場合によっては別途報告を求ることもありますので、適切に対処してください。

(3) 行政処分（不利益処分）の実施

青森市では、青森市一般廃棄物処理業者に対する許可の取消等に係る事務処理要領を定めており、一般廃棄物の不適切な処理を行った場合、許可取消し等の行政処分を行うこととしています。

① 業の許可の取消し・事業停止命令

次に掲げる場合、一般廃棄物処理業の許可を取り消し、又は一定期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。

ア 違反行為（廃棄物処理法又は青森市廃棄物の処理及び清掃に関する条例に違反する行為）をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、唆し、他人が違反行為をするふれを助けたとき

〔 青森市以外の区域における廃棄物処理法上の違反行為に関しても、処分の対象となります。 〕

イ 事業の用に供する施設又は能力が基準に適合しなくなったとき

ウ 欠格要件のいずれかに該当するに至ったとき

エ 許可に付した条件に違反したとき

※ なお、欠格要件に該当した場合は速やかに廃棄物処理に係る欠格要件該当届出書（24ページ参照）を提出してください。

<欠格要件>

- 1) 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令※1に定めるもの
※1 環境省令で定めるものとは、精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者をいう。
 - 2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - 4) 廃棄物処理法、浄化槽法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、悪臭防止法、騒音規制法、振動規制法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）に違反し、又は刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等处罚ニ関スル法律の罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - 5) 一般廃棄物処理業、（特別管理）産業廃棄物処理業又は浄化槽清掃業の許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者
- なお、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）であった者で当該取消しの日から5年を経過しない者も含む。
- 6) その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - 7) 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合はその役員を含む。）が上記1)～6)の一つに該当するもの
 - 8) 法人の場合、その役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）、又はその使用人であって9)のア)又はイ)に掲げるものの代表者であるものの中に、上記1)～6)の一つに該当する者のあるもの
 - 9) 個人の場合、その使用人であって次のア)又はイ)に掲げるものの代表者であるもののうち、上記1)～6)の一つに該当する者のあるもの
 - ア) 本店又は支店（商人以外の者の場合は、主たる事務所又は從たる事務所）
 - イ) このほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

② 改善命令

一般廃棄物処理基準に適合しない一般廃棄物の処理が行われた場合、その適正な処理の実施を確保するため、処理の方法の変更その他必要な措置を講ずることを命ずことがあります。

③ 措置命令

一般廃棄物処理基準に適合しない一般廃棄物の処分が行われた場合、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、必要な限度において、当該処分を行った者に対し、期限を定めて、支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずべきことを命ずることが

あります。

④ 处理施設の許可の取消し・改善命令・使用停止命令

設置許可を要する一般廃棄物処理施設を設置している場合であって、次に掲げるときは、その許可を取り消し、又はその設置者に対して、期限を定めて必要な改善を命じ、若しくは期間を定めて使用の停止を命ずることがあります。

- ア その構造又は維持管理が、構造若しくは維持管理に係る技術上の基準又は設置許可申請書に記載した設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画（これらの計画について変更許可を受けたときは、変更後のもの）に適合していないと認められるとき
- イ 一般廃棄物処理施設設置者がその施設の設置及び維持管理を的確に行うに足る知識及び技能を有していないかったり、経理的基礎を有していないかった場合
- ウ 一般廃棄物処理施設設置者が違反行為をしたり、他人に対して違反行為をすることを要求したり、依頼したり、唆したり、助けた場合
- エ 一般廃棄物処理施設設置者が5（3）①の欠格要件のいずれかに該当した場合
- オ 一般廃棄物処理施設設置者が設置又は変更の許可に付した条件に違反した場合

6 罰則の適用

廃棄物処理法の各条項に違反した場合、次表のとおり、罰則の適用の対象となります。

違 反 行 為	罰 則
<ul style="list-style-type: none">• 許可を受けずに一般廃棄物処理業を行った場合• 許可を受けずに一般廃棄物の処理又は一般廃棄物の処理の事業の範囲を変更した場合• 事業停止命令又は措置命令に従わない場合• 一般廃棄物処理業許可業者以外の者に委託した場合• 名義貸しをした場合• 許可を受けずに一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設を設置した場合• 許可を受けずに一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の構造又は規模を変更した場合• 廃棄物を不法投棄した場合• 廃棄物の焼却禁止に違反して焼却した場合	5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこの併科
<ul style="list-style-type: none">• 委託基準に従わずに委託した場合• 一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設を無許可で譲り受け又は借り受けた場合• 一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の改善命令又は使用停止命令に従わない場合	3年以下の懲役又は300万円以下の罰金又はこの併科
<ul style="list-style-type: none">• 一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の使用前検査を受ける前に当該施設を使用した場合	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要な帳簿を備えず、又は記載保存せず、若しくは虚偽の記載をした場合 ・ 一般廃棄物処理業者又は産業廃棄物処理業者がその業務の廃止若しくは必要な事項の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合 ・ 一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の軽微な変更若しくは必要な事項の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合 ・ 一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の廃止、休止若しくは再開の届出をせず、若しくは承継の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合 ・ 一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場の埋立終了の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合 ・ 一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の維持管理状況等の記録をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は記録を備え置かなかつた場合 ・ 求められた報告をせず又は虚偽の報告をした場合 ・ 立入検査を拒否し、妨害し、又は忌避した場合 ・ 技術管理者を置かない場合 	30万円以下の罰金
<p style="text-align: right;">〔 法人の代表者 法人の代理人、使用人その他の従業者 個人の代理人、使用人その他の従業者 〕 が、</p> <p style="text-align: right;">その 〔 法人 個人 〕 の業務に関して上記の違反行為をした場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行為者につき、上記の各罰則を適用 ・ その法人又は個人につき、上記の各罰金刑を適用 <p style="text-align: right;">ただし、廃棄物の不法投棄の場合にあっては、法人に対しては3億円以下の罰金</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 登録を受けずに、その名称中に登録廃棄物再生事業者という文字を用いた場合 	10万円以下の過料

7 最後に

一般廃棄物処理業を行う者は、排出事業者による処理を補完する責任ある処理の主体として、その果たすべき役割の重要性を十分に認識してください。

8 様式集

○ 一般廃棄物許可事項変更申請書	10
○ 一般廃棄物処理業等変更届出書	11
○ 一般廃棄物処理業等廃止届出書	12
○ 施設及び器材等検査申請書	13
○ 許可証等再交付申請書	14
○ 施設及び器材等検査済証再交付申請書	15
○ 代車使用届	16
○ 自動車写真	17
○ 帳簿（参考様式）	19
○ 一般廃棄物処理実績報告書（可燃物・不燃物・廃家電その他）	21
○ 一般廃棄物処理実績報告書（し尿）	23
○ 廃棄物処理業に係る欠格要件該当届出書	24

一般廃棄物許可事項変更申請書

年　月　日

青森市長　　様

申請者

住　所

氏　名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年　月　日付け青市指令　第　号をもって許可された事項について、次のとおり変更したいので、青森市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第10条第2項の規定により申請します。

変 更 内 容	変　更　前	
	変　更　後	
変更予定年月日		年　月　日
変更の理由		

添付書類

許可証の写し

(日本工業規格　A列4番)

一般廃棄物処理業等変更届出書

年　月　日

青森市長　　様

届出者　住　所
氏　名
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)
電話番号

年　月　日付け青市指令　第　号をもって許可された事項について、次のとおり

変更したので、
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第3項
浄化槽法第37条
の規定により届出します。

変 更 内 容	変　更　前	
	変　更　後	
変更予定年月日		年　月　日

変更の理由

添付書類

変更事項に係る関係書類

(日本工業規格　A列4番)

一般廃棄物処理業等廃止届出書

年　月　日

青森市長　　様

届出者　住　所
氏　名
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)
電話番号

年　月　日付け青市指令　第　号にて許可された一般廃棄物処理業を、次の理由

により廃止したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第3項　の規定により届出します。
浄化槽法第38条

廃止年月日	年　月　日
廃止理由	

添付書類

許可証

(日本工業規格　A列4番)

施設及び器材等検査申請書

年　月　日

青森市長　　様

申請者　住　所
氏　名
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)
電話番号

青森市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第21条第1項の規定により、施設及び器材の検査をうけたいので、次のとおり申請します。

記

1 検査月日

2 器材等検査の場所

3 施設の場所

許可証等再交付申請書

年　月　日

青森市長 様

請求者 住 所

氏 名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

電話番号

次のとおり許可証(指定証)を 汚損 したので、青森市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
第20条 亡失 第24条 の規定により、再交付を申請します。

許可証(指定証)の名称	
許可(指定)年月日	年　月　日
許可(指定)番号	
汚損又は亡失した年月日	
再交付申請の理由	

添付書類

許可証(指定証)。ただし、亡失した場合を除く。

(日本工業規格 A列4番)

施設及び器材等検査済証再交付申請書

年　月　日

青森市長　　様

申請者　住　所
氏　名
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)
電話番号

施設及び器材等検査済証を紛失(損傷)したので、青森市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第21条第4項の規定により、検査済証の再交付を次のとおり申請します。

記

1　検査月日

2　該当する施設又は器材等の名称

添付書類

損傷した場合にあっては、損傷した検査済証

代車使用届

年 月 日

廃棄物対策課長様

所在 地

名 称

代表者氏名

次の理由により代車を使用しますので届出いたします。

代車使用の事由	車検	故障	その他 ()
休車の車両番号			
休車の許可番号	第 号		
代車の車両番号			
代車の風袋重量			
代車の使用期間	年 月 日	～	年 月 日

添付書類

車検証の写し (賃貸借している場合は賃貸借契約書の写しも添付)、使用する車両写真

課 長	T L	係	

※ この届は、代車を使用する前に廃棄物対策課へ2部提出すること。

左の欄は記入しないでください。

自動車写真

自動車登録番号 又は車両番号		最大積載量	Kg
正面写真	<p>写真貼付位置 (直接カラー印刷可、ポラロイド不可)</p> <p>※車両全体を撮影すること</p>		
側面写真 (運転席側)	<p>写真貼付位置 (直接カラー印刷可、ポラロイド不可)</p> <p>※車両全体を撮影すること</p>		

自動車写真

自動車登録番号 又は車両番号		最大積載量	Kg
側面写真 助手席側)	<p style="text-align: center;">写真貼付位置 (直接カラー印刷可、ポラロイド不可)</p> <p style="text-align: center;">※車両全体を撮影すること</p>		

参考樣式

一般廃棄物收集運搬業帳簿 (年度分)

參考樣式

一般廢棄物処分業帳簿（ 年度分）

様式第68号(第55条関係)

(第1面)

一般廃棄物の処理実績報告書 (年度)

年 月 日

青森市長

様

報告者

住 所

氏 名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

電話番号

年度の一般廃棄物の

実績について、次のとおり報告します。

1 月別処理量

(単位kg、台(家電のみ))

一般廃棄物の種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計

(第2面)

2 事業所別処理量

(単位kg、台(家電のみ))

備考 1. 年4月1日から 年3月31日までに処理した一般廃棄物の量を記入し、単位はkgで記入してください。ただし、家電については、台数で記載してください。

2. 年間契約をするなどして定期的に収集運搬若しくは処分を行っている事業者については、氏名又は名称、住所を記載してください。引越しごみや建物解体に伴う廃棄物の収集など、その時のみの契約で収集運搬若しくは処分を行った場合は、青森市民又は市内の事業所などとして、まとめて記載してください。

一般廃棄物（し尿）処理実績報告書

年 月 日

青森市長 様

報告者 住 所

氏名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月の実績を次のとおり報告します。

(单位 : k1)

様式第46号(第36条関係)

廃棄物処理業に係る欠格要件該当届出書

年 月 日

青森市長

様

届出者 住所

氏名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

電話番号

次のとおり 一般 廃棄物処理業の許可に関する欠格要件に該当したことから、
特 別 管 理 産 業

第7条の2 第4項
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の2 第3項 の規定により届け出ます。
第14条の5 第3項

許 可 年 月 日	年 月 日
許 可 番 号	第 号
該当するに至った欠格要件	(別紙参照の上記載すること)
該当するに至った具体的理由	
該当するに至った年月日	年 月 日
添付書類 許可証の写し	

(日本工業規格 A列4番)

青森市一般廃棄物処理業許可業者遵守事項

1 遵守すべき法令等

一般廃棄物（ただし、感染性一般廃棄物を除く。）処理業の許可業者（以下「業者」という。）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」のほか関係法令等を遵守すること。

2 権利義務の譲渡等の禁止

業者は、理由の如何を問わず第三者に対し、許可業務の全部又は一部の実施を委託し又は請け負わせ、また、許可に基づいて生ずる一切の権利義務を譲渡してはならない。

3 収集運搬業に係る作業基準等

- (1) 一般廃棄物収集運搬許可車両（以下「許可車両」という。）及び作業器具等は日常から点検整備し清潔に保持するとともに、運搬に際しては、ごみの飛散、汚水の流出及び悪臭の発生がないようにすること。特に、塵芥車以外の車両で壊れた硝子類等を運搬する際には、運搬中に車両の隙間からこぼれ落ちないように容器等に入れること。
- (2) 許可車両を変更する場合は、あらかじめ市長に届出すること。届出のない車両で一般廃棄物の収集・運搬は行わないこと。
- (3) 許可車両の運行に当たっては、道路交通法等に基づき安全運転に努めること。
- (4) 許可車両には、乗務員席のドアなどの両側面に別紙様式により許可証に記載された市指定の車両番号を明記すること。
- (5) 許可車両には、消火器を備え付けること。ただし、バキューム車を除く。
- (6) 許可車両で、一般廃棄物と産業廃棄物を混合して収集・運搬をしないこと。
- (7) 許可車両には、可燃ごみと不燃ごみを混合して収集・運搬しないこと。やむをえず同時に収集・運搬する際には仕切り等を設置して混合しないようにすること。
- (8) 清掃施設にごみを搬入する際には、職員の指示に従うこと。
- (9) 収集・運搬作業時及び電話応対時は許可業者としての自覚を持ち、常に市民に対して親切、丁寧に応対すること。
- (10) 許可業者は自ら収集・運搬作業に必要な安全対策の講習会を開催するなど、従業員の安全衛生対策を講じること。

4 処分業に係る作業基準等

- (1) 一般廃棄物と産業廃棄物の区分を明確にし、適正に処理すること。
- (2) 処理施設を常に適切に点検・整備し、生活環境の保全に努めること。

5 処分手数料の請求

業者は、青森市清掃工場及び青森市一般廃棄物最終処分場で事業系一般廃棄物及び不燃物等を処分するための手数料について、青森市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第一で定める処分に関する手数料の額を超える料金を一般廃棄物の排出者に請求してはならない。

6 賠償責任

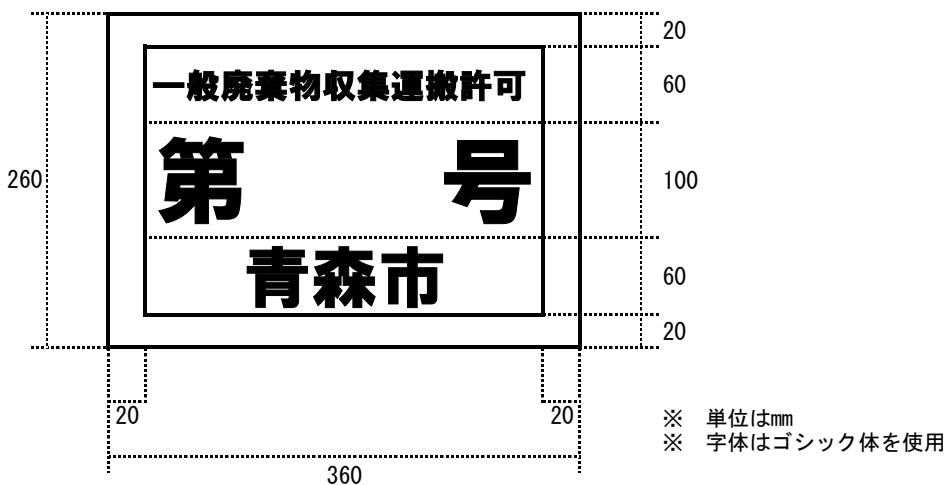
自己の責めに帰すべき行為により、第三者に損害を与えた場合は、直接その賠償の責任を負わなければならない。

7 従業員の研修等

業者は、従業員に対し研修を実施し又は連絡会議等を必要に応じて行い、各業務を円滑に行うように努めなければならない。

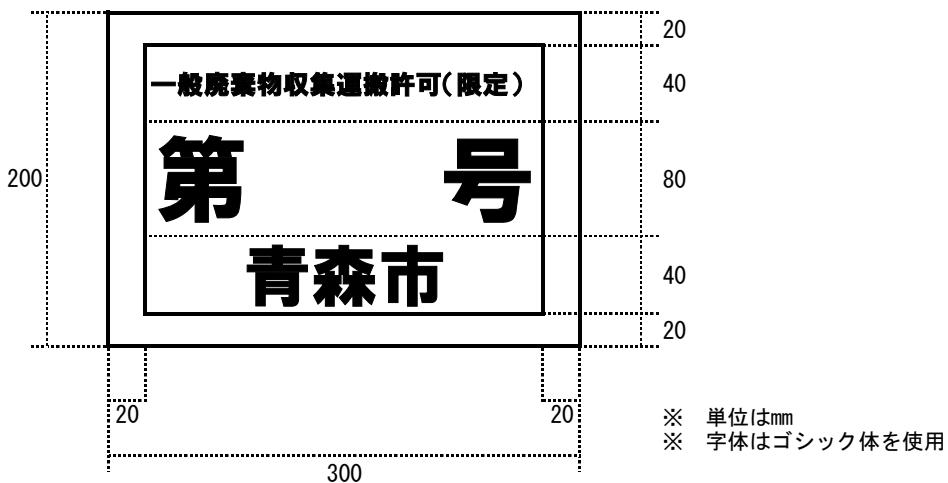
様式第1号

乗務員席のドア（左右）に鮮明に表示する



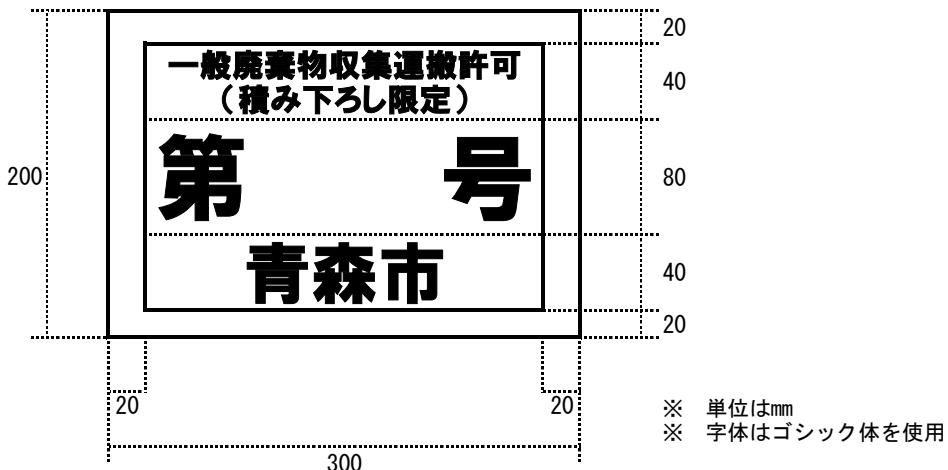
様式第2号

乗務員席のドア（左右）に鮮明に表示する



様式第3号

乗務員席のドア（左右）に鮮明に表示する



付 則

1 実施日

この遵守事項は、平成2年4月1日から実施する。
この遵守事項は、平成3年4月1日から実施する。
この遵守事項は、平成5年10月1日から実施する。
この遵守事項は、平成14年9月1日から実施する。
この遵守事項は、平成17年5月11日から実施する。
この遵守事項は、平成20年4月1日から実施する。
この遵守事項は、平成27年4月1日から実施する。
この遵守事項は、平成28年4月1日から実施する。
この遵守事項は、平成29年4月1日から実施する。
この遵守事項は、令和3年10月1日から実施する。
この遵守事項は、令和6年4月1日から実施する。

青森市一般廃棄物処理業者に対する許可の取消し等に係る事務処理要領

(目的)

第1条 この要領は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)及び青森市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成17年青森市条例第211号。以下「条例」という。)の規定に基づき、一般廃棄物処理業(し尿及び浄化槽清掃業を含む。以下同じ。)の許可の取消し等の行政処分に係る基準を定めることにより、一般廃棄物の不適正処理に係る行政処分の公平かつ適正な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 許可業者 条例に基づき一般廃棄物処理業の許可を取得している者をいう。
- (2) 違反行為 法及び条例に定める事項に違反する行為をいう。
- (3) 行政指導 許可業者に対し、一定の作為又は不作為を求める指導であって、行政処分に該当しないものをいう。
- (4) 行政処分 違反行為を行った許可業者に対し、法及び条例に基づき期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又はその許可を取り消すことをいう。

(行政処分の基準)

第3条 市長は、違反行為をした許可業者に対して行政指導を行うだけでは法の目的を達成することが困難であると認める場合に、行政処分を行うものとする。

2 行政処分の基準は、別表に掲げる違反行為の区分に応じ、同表に定めるところによる。

(業務停止日数の加算)

第4条 許可業者が、別表に掲げる行政処分のうち業務の停止に該当する違反行為を複数行った場合には、当該違反行為に対応する業務の停止日数を加算する。

(処分の加重)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前2条の規定による行政処分に加重して処分することができる。

- (1) 過去に業務の停止の行政処分を受けた許可業者が、当該処分の終了した日から5年以内に再び業務の停止に該当する違反行為を行った場合
- (2) 生活環境の保全上支障が生じたと認められる場合
- (3) その他加重するに足りる相当の理由があると認められる場合

2 前項の規定により業務の停止の行政処分を加重する場合の停止日数の上限は、加重前の業務の停止日数の2倍とする。

3 前条又は前二項の規定により業務の停止日数の加算又は処分の加重を行う場合において、算定された業務の停止日数が60日を越えるものについては、許可の取消しを行うことができる。

(処分の軽減)

第6条 市長は、次に掲げる事項に該当する場合には、第3条及び第4条の規定による行政処分を軽減して処分することができる。

- (1) 改悛の情が顕著であり、かつ、違反行為について自主的な改善措置を講じた等違反業者の情状に斟酌すべき余地があると認められる場合
- (2) その他軽減するに足りる相当の理由があると認められる場合

2 前項の規定により処分を軽減する場合においては、当該違反行為に対する行政処分が許可の取消しである場合には業務の停止30日を、行政処分が業務の停止である場合には業務の停止日数の半分の日数を下限として処分を軽減することができる。

(手続)

第7条 行政処分の手続きは、行政手続法(平成5年法律第88号)、青森市行政手続条例(平成17年青森市条例第28条)及び青森市聴聞手続規則(平成17年青森市規則第19号)に定

める手順により行うものとする。

(検査の実施)

第8条 市長は法又は条例に基づき行政処分を行ったときは、当該行政処分を受けた許可業者が処分を遵守しているか否かを確認するために、検査を行うことができる。

(被処分者の公表)

第9条 市長は、法又は条例に基づき許可の取消し又は措置命令に係る行政処分を行ったときは、市民及び排出事業者に対する情報提供を目的として、被処分者の名称及び行政処分の内容を速やかに報道機関に情報提供し、ホームページで公表するものとする。

2 前項の規定による公表の期間は、許可の取消しを行った場合は、その取消しを行った日から5年を経過した日を含む年度の末日まで、措置命令を行った場合は、その命令を行った日から履行期限までとする。

(告発)

第10条 行政処分（法に定める事項に違反した行為に対する行政処分に限る。）に従わない者その他特に悪質な者については、違反行為が行われた場所を管轄する警察署長に刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第2項に規定する告発（以下「告発」という。）を行うものとする。

2 前項の規定により告発を行う場合には、告発事実の内容、法の適用並びに告発までの経過及び措置を記載した文書に証拠資料その他必要な書類を添付して提出するものとする。

(経過の記録及び保存)

第11条 環境部廃棄物対策課長（以下「廃棄物対策課長」という。）は、行政処分の対象許可業者ごとに台帳を備え付け、事務処理の都度整理し、保存するものとする。

(運用)

第12条 この要領の実施に関し必要な事項は、廃棄物対策課長が定める。

附 則

(実施期日)

この要領は、平成18年4月20日から実施する。

この要領は、平成28年4月1日から実施する。

別表（第3条関係）

違 反 行 為	処 分
(1) 法に違反する行為	
一般廃棄物処理業無許可営業（法第7条第1項及び第6項違反）	許可の取消し
一般廃棄物処理業許可不正取得（法第25条第1項第2号）	許可の取消し
一般廃棄物処理業者に対する事業停止命令違反（法第7条の3違反）	許可の取消し
措置命令違反（一般廃棄物処理業者）（法第19条の4第1項違反）	許可の取消し
一般廃棄物処理業無許可変更（法第7条の2第1項違反）	許可の取消し
一般廃棄物処理業許可不正変更許可取得（法第25条第1項第4号）	許可の取消し
一般廃棄物処理業者名義貸し禁止違反（法第7条の5違反）	許可の取消し
廃棄物不法投棄（法第16条違反）	許可の取消し
廃棄物不法投棄違反未遂（法第25条第2項）	許可の取消し
一般廃棄物無確認輸出（法第10条第1項違反）	許可の取消し
無確認輸出予備（法第27条）	許可の取消し
不法投棄・不法焼却目的収集運搬（法第26条第6号）	許可の取消し
廃棄物焼却禁止違反（法第16条の2違反）	許可の取消し

廃棄物焼却禁止違反未遂（法第25条第2項）	許可の取消し
改善命令違反（法第19条の3違反）	許可の取消し
一般廃棄物不法再委託（法第7条第14項違反）	業務の停止40日
一般廃棄物処理業者の帳簿の整備・記載義務違反及び保存義務違反（法第7条第15項及び第16項違反）	業務の停止10日
一般廃棄物処理業廃止・変更届出義務違反（法第7条の2第3項違反）	業務の停止10日
報告義務違反・同虚偽報告（法第18条第1項違反）	業務の停止10日
立入検査拒否等（法第19条第1項違反）	業務の停止10日
一般廃棄物処理基準違反（法第7条第13項違反）	業務の停止10日
一般廃棄物処理業許可条件違反（法第7条第11項違反）	業務の停止10日
その他の違反行為 ※産業廃棄物を市の処理施設へ搬入した場合や排出事業者に対して処理、処分手数料を過分に請求した場合（法第7条の3）等	業務の停止10日
（2）条例に違反する行為 ※事業系ごみを家庭系ごみとして市の処理施設に搬入し、不当に処理、処分手数料の徴収を免れた場合（条例第18条）等	業務の停止10日

一般廃棄物処理に係る許可業者のための手引き

令和6年4月発行

青森市環境部廃棄物対策課

〒030-0801 青森市新町1丁目3番7号（青森市役所 駅前庁舎）
TEL 017-718-1086